平成２８年（フ）第１０号
福岡県久留米市三潴町西牟田1673番地の１
破産者　有限会社但馬
１　決定年月日　平成29年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第３１９号
東京都東大和市仲原２丁目３番地の10アリストメゾンＡ201号室
破産者　檜原　光弘
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４８６号
東京都八王子市川口町482番地１号
破産者　小林　和美
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２７号
金沢市駅西本町１丁目１番34号
破産者　日本ピュアウォーター株式会社
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７３号
岐阜県加茂郡坂祝町取組585番地
破産者　ホープ印刷株式会社
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第５８１号
静岡市清水区折戸305番地の16
破産者　有限会社ナンショー
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４１９号
滋賀県彦根市開出今町1563番地16
破産者　有限会社ＴＭＩインターナショナル
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４２４号
京都市伏見区深草飯食山町21番地８
破産者　株式会社ＴＲＩコーポレーション
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７７９号
広島市中区袋町２番17号共栄ビル２Ｆ
破産者　株式会社Ｓｈａｒｅ
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５６号
福岡県鞍手郡鞍手町大字古門576番地の５
破産者　株式会社ＨＹＵＧＡ
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１９５号
鹿児島県鹿児島市吉野２丁目32番10号
破産者　大野あゆみ
１　決定年月日　平成29年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５号
福岡市南区清水３丁目22番30―108号、前住所茨城県つくば市小野川15番地11　レオパレスアリス104号
破産者　井川　隆洋
１　決定年月日　平成29年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第４６４号
埼玉県新座市栗原６丁目７番８号　サンシティミウラ105号室
破産者　細川　直人
１　決定年月日　平成29年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４９３号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷１丁目27番２号
破産者　吉田　只夫
１　決定年月日　平成29年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１８３号
長野県塩尻市大字片丘10380番地２
破産者　シナダ産業こと　品田美惠子
１　決定年月日　平成29年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１１号
長野県北安曇郡松川村7015番地37
破産者　矢口　　修
１　決定年月日　平成29年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第４３２号
大阪府貝塚市地蔵堂53番５－２－802、住民票上の住所大阪府泉佐野市日根野7194番地ふぁみーゆ泉佐野212
破産者　小田垣義政
１　決定年月日　平成29年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
大阪府岸和田市下松町３丁目２番１―601号
破産者　東　　政邦
１　決定年月日　平成29年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第８８号
大阪府和泉市池田下町1779番地の３－１－508
破産者　もくたんや牛衛門こと　玉置　知子
１　決定年月日　平成29年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２１５号
大阪府岸和田市大町４丁目11番14―202号
大町ガーデンライフ、開始決定時大阪府岸和田市池尻町107番地の15
破産者　岩本　光喜
１　決定年月日　平成29年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係